

平成14年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成14年10月22日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号、提案理由の説明、質疑

討論省略、採決

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 議案の上程
5. 提案理由の説明
6. 質 疑
7. 採 決
8. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	木	原	義	春	君
副議長	山	口	昌	利	君
2番	篠	原	岩	雄	君
3番	中	原	英	雄	君
4番	服	部	かをる		君

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	渡	貫	博	孝
副 管 理 者	綿	貫	登	喜 夫
収 入 役	馬	場	孝	之

○説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小	川	晴	一
次 長	小	林	一	丈

○構成市町出席職員

佐 倉 市 生 活 環 境 課 課 長	蓑	輪	正	信
酒 々 井 町 生 活 環 境 課 課 長	遠	藤		泉

○議会事務局出席職員氏名

総 務 課 長 補 佐	石	原	すみ子
施 設 管 理 課 長 補 佐	稻	田	明
総 務 課 主 査	門	山	孝 雄

○連絡員

総 務 課 副 主 幹	後	藤	孝 安
-------------	---	---	-----

施設管理課副主幹 市原敏彦

◎開会及び開議の宣告

(午前10時01分)

○議長（木原義春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成14年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

○議長（木原義春君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木原義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、中原英雄君、服部かをるさんの両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木原義春君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（木原義春君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号を議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原義春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号を議題といたします。

◎議案第1号の提案理由の説明、質疑、採決

○議長（木原義春君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） 管理者の佐倉市長の渡貫博孝でございます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を申し上げます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

ただいまより、本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の委員をして、議会の認定を求めようとするものであります。

平成13年度のごみ総搬入量は6万7,181.62トンであり、このごみ処理処分に要した歳入歳出決算額は、歳入総額20万2,702万6,553円に対し、歳出総額は19億7,423万1,743円で、歳入歳出差引額5,279万4,810円となり、全額翌年度に繰り越しをいたしました。

以上本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（木原義春君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、小川晴一君。

○事務局長（小川晴一君） 事務局長の小川晴一でございます。それでは、決算書の内容について説明をさせていただきます。

平成13年度、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書でございます。歳入の部でございます。1ページ目をお願いいたします。1款の分担金及び負担金につきましては、組織市町の負担金でございます。予算額14億2,659万3,000円に対しまして、収入済額が14億2,659万3,000円でございます。使用料及び手数料につきましては、手数料の予算額2億6,854万3,000円に対しまして、2億7,084万200円が収入済額になっております。財産収入につきましては、財産運用収入の予算額189万6,000円に対しまして、収入済額が189万6,129円でございます。繰入金が、これは基金繰入金でございまして、予

算額2億2,398万5,000円に対して、収入済額が2億2,398万5,000円でございます。繰越金につきましては、予算額2,710万2,000円に対して、収入済額は2,710万2,527円でございます。諸収入は預金利子と雑入で、合わせまして予算額6,940万7,000円に対して、収入済額が7,660万8,697円でございます。歳入合計は、予算額20億1,752万6,000円に対して、収入済額が20億2,702万6,553円になってございます。

次に、歳出でございます。議会費が予算額59万7,000円に対して、支出済額が46万6,145円でございます。総務費につきましては、総務管理費と監査委員費でございまして、予算額2億751万6,000円に対して、支出済額が2億566万2,152円でございます。衛生費につきましては、清掃費の14億1,293万7,000円の予算に対して、支出済額が13億7,662万683円でございます。これにつきましては、不用額の3,631万6,317円が不用額になってございます。主なものは、需用費と委託料等でございます。次に、公債費でございます。予算額2億9,371万5,000円に対して、2億9,371万3,763円でございます。諸支出金は、基金費の予算額9,776万9,000円に対して、支出済額が9,776万9,000円でございます。歳出の合計が、予算額20億1,752万6,000円に対して、支出済額が19億7,423万1,743円で、歳入合計20億2,702万6,553円に対して、歳出合計が19億7,423万1,743円でございまして、歳入歳出差引残額5,279万4,810円につきましては翌年度へ繰越金となります。

続きまして、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の説明をさせていただきます。歳入の分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金の14億2,659万3,000円でございまして、そのうち佐倉市負担金が13億3,402万円、93.5%、酒々井町負担金が9,257万3,000円で、6.5%になってございます。次に、使用料及び手数料でございます。これは、清掃手数料で2億7,084万1,200円で、これにつきましてはごみ処理の手数料でございます。キロ当たり20円とキロ当たり10円がございます。次に、財産収入でございますが、利子及び配当金で収入済額が189万6,129円で、これは財政調整基金の利子でございます。繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金で、2億2,398万5,000円でございます。財政調整基金より繰り入れてございます。繰越金につきましては、前年度繰越金で2,710万2,527円でございます。

諸収入につきましては、6ページをお願いいたします。清掃組合預金利子ということです13万1,932円、これは最低預金利子でございます。次に、雑入の7,647万6,765円でございます。これにつきましては、有価物の売払収入が4,177万9,399円と成田市のごみ処

理の負担金の2,712万3,400円が主なものでございます。以上歳入合計といたしましては、20億2,702万6,553円になります。

次に、歳出でございます。9ページをお開き願います。議会費につきましては46万6,145円で、議員及び議会運営に要した経費でございます。主なものにつきましては、報酬でございます。

次に、総務費でございます。12ページをお願いいたします。総務費の中で、一般管理費につきましては2億558万4,006円で、これは特別職及び職員19人分の人工費及び一般管理費でございます。主なものは、給料の8,041万4,700円と職員手当7,375万210円、共済費の2,020万9,809円でございます。14の使用料及び賃借料1,274万7,340円につきましては、コピー機やパソコン、財務会計システム等の使用料及び賃借料でございます。

続きまして、監査委員費でございます。7万8,146円につきましては、監査委員及び監査事務に要した経費でございます。

次に、衛生費をお願いいたします。衛生費の中で、じん芥処理費につきましては13億6,776万2,680円で、これはごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要した経費です。主なものといたしましては、需用費の2億4,281万9,131円で、これは運転管理に使用する消耗品、燃料費、光熱水費、これは電気料金、水道でございます。及び修繕料、医薬材料費、これにつきましてはゾルバリットと活性炭入りのものでございます。

次に、委託料の9億491万4,690円でございます。委託料につきましては、施設の運営管理等に必要な各種分析調査業務の委託料の5,098万9,785円、ごみ焼却処理施設等管理業務委託料の3億7,989万円、これにつきましては焼却施設の24時間の運転及び粗大ごみ処理施設の運転管理等、日常点検の整備を含めまして、50人で管理しております。

次に、最終処分場浸出液処理施設運転管理業務委託料の1,934万1,000円でございますが、これは浸出液の処理2名で運転管理をしております。

次に、有価物処理業務委託料の7,487万7,856円につきましては、搬入されたごみの中から、鉄、アルミ、カレット、缶等の回収をしております。

次に、ごみ処理施設等保守整備業務でございますが、2億3,835万円、これにつきましては法定検査等に伴う年次点検、定期点検等の整備を実施しております。

次に、灰処理業務委託料7,656万6,168円でございます。これにつきましては、平成13年10月よりエコセメントへ灰を搬出いたしまして、セメント化を進めております。なお、エコセメント収集運搬業務につきましては、そこまでの運搬業務を委託してございます。

次に、13年度につきましては、佐倉市が10月から粗大ごみの有料化を推進いたしました、その前の粗大ごみが大量に出てまいりましたので、その緊急処理業務を委託してございます。5月18日から6月22日までの間、午前7時から夜10時まで処理いたしまして、976万5,000円でございます。同じように、第2次ということで、9月10日から12月7日まで実施いたしまして、2,307万4,800円でございます。

次に、工事請負費の2億705万2,650円でございますが、第1期の最終処分場の遮水・雨水の配水管の補修工事の1億3,859万2,650円でございます。これは、雨水の排水管のライニングの補修と前面の遮水工事ということで、舗装をしてございます。

次に、焼却処理施設灰出設備の改造でございますが、灰のエコセメントへの搬出のサイロを設置いたしまして、その工事が6,457万5,000円でございます。

続きまして、衛生費の中のセンター運営費でございます。885万8,003円でございます。これは、リサイクルセンターの運営に要した経費です。主なものといたしましては、委託料の738万7,096円でございます。搬入された粗大ごみ等から再生をいたしまして、販売をしてございます。

続きまして、公債費でございます。公債費の2億9,371万3,763円につきましては、廃棄物処理事業債でございます。そのうち元金の償還に2億2,534万7,099円を充ててございます。次に、利子につきましては、6,836万6,664円を充ててございます。

次に、諸支出金ですが、これについては財政調整基金への積立金が9,776万9,000円でございます。その結果、歳出合計につきましては19億7,423万1,743円になってございます。

次に、実質収支に関する調書でございます。歳入総額20億2,702万6,553円に対しまして、歳出総額は19億7,423万1,743円でございます。歳入歳出差引額は5,279万4,810円になつてございます。

次に、財産に関する調書でございます。公有財産で土地及び建物、土地につきましては13万2,825.5平方メートルでございます。建物につきましては、延べ面積が9,258.22平方メートルです。物品につきましては、貨物車、特殊車、乗用車16台を保有しております。基金につきましては、財政調整基金前年度末の現在高が11億7,784万8,000円でございますが、当該年度中に繰り出ししたもの、あるいは積み立てしたもの、その増減の中で1億2,621万6,000円が減になりまして、決算年度の末の現在高は10億5,163万2,000円になってございます。以上決算書の中は説明を終わらせていただきます。

配付資料の中で、清掃組合一般会計負担金という資料を配付させていただいてございます。その資料で、内容的には清掃組合の一般会計の負担金の内容でございます。事務事業費の負担金、建設事業費の負担金になっておりまして、事務事業費の負担金につきましては、人口割、利用割がそれぞれ50%になってございます。人口割につきましては、平成12年10月1日の住民基本台帳と、利用割につきましては平成11年10月から平成12年の9月までの利量ということになっております。建設事業費負担金につきましては、平成7年7月10日の議決をいただきました平成20年の推計人口による割合になっております。

次の調整負担金でございますけれども、平成13年度につきましては、集会場進入路の整備費ということで、町に整備をお願いしてございます。また、組合の進入路として、県道の整備を進めていただいている。その県道の地元負担金の一部を調整させていただいたということで、総額の7,486万9,000円を調整した結果の負担金ということになります。

次に、主要施策の成果の説明をさせていただきます。2ページ目をお願いいたします。平成13年度決算総括ということで、13年度の歳入歳出の決算額でございます。前年度に比較しますと、歳入で25.8%、歳出で27%ほど減になってございますが、前年度でダイオキシンの削減対策事業が12年度までで終わりましたので、13年度はその関係事業が減ったということで、歳入としても国、県の補助金、歳出については事業費が減額されているというような状況でございます。

次に、3ページ目でございます。これにつきましては一般会計款別の決算額ということで、歳入、この中で13年度と12年度の決算の比較をしてございますが、これにつきましては国庫支出金の4億1,107万3,000円、あるいは県支出金の1,288万8,000円、組合債の4億50万円等が減ってきておりまして、総額で25.8%の減ということになっております。歳出につきましては、同じように衛生費が減がありまして、結果的に27%の前年度比減ということになってございます。

次に、地方債の現在高調書でございます。本年度末の現在高につきましては、22億3,231万2,752円が残高になってございます。借り入れ先別につきましては、大蔵省の資金運用部が21億8,861万7,967円、県貸付金が4,369万4,785円でございます。

次に、主要な施策の成果でございますが、議会費につきまして、定例会2回、臨時会が1回、全員協議会が1回の計4回の会議を開催してございます。一般管理費につきま

しては、職員の人工費及び職員の福利厚生のための事業を実施してございます。

次に、監査委員費でございます。これにつきましては、監査事務に要した経費でございます。

次に、じん芥処理費でございます。これは、佐倉市及び酒々井町から排出される一般廃棄物を適正に処理、処分するため、施設の維持管理を適正に行い、資源の再利用を図り、地域環境の保全に努めました。また、佐倉市及び酒々井町より収集されたごみの焼却処理及び処分を実施いたしました。ごみの搬入量、稼働実績等は添付資料にさせていただいておりますが、平成12年度につきましては6万5,489.72トンあります、13年度につきましては6万5,734.57トンで、若干ふえたというような状況でございます。そのための施設管理業務の委託料につきまして、運転管理業務につきましては3億7,989万円でございます。保守整備につきましては2億3,835万円、また浸出液の処理施設の運転管理及び保守点検管理業務につきましては1,934万1,000円でございます。各種分析調査につきましては5,098万9,785円でございます。有価物につきましては、資料の方で処理実績等を出してございますが、7,487万7,856円でございます。

先ほど粗大ごみの緊急処理業務委託料につきましてご説明申し上げましたが、第1期目が976万5,000円、第2期が2,307万4,800円でございます。焼却灰につきましては、13年2,025.56トンを再生業務として委託しております。あわせて収集運搬業務を委託しております。工事請負費につきましては、雨水排水管の補修工事等で1億3,859万2,650円でございます。焼却処理施設の灰出設備の改造工事につきましては6,457万5,000円でございます。

次に、センター運営費でございますが、粗大ごみとして処分される家具及び自転車のうち修理可能なものを再生販売してございます。13年度につきましては、主に自転車と家具ということで、総計991件の415万2,100円の販売をしてございます。平成13年度は家電リサイクル法等で、家電製品は販売してございません。なお、13年度の稼働実績表あるいはリサイクル実績集計表とリサイクルセンターの販売集計表等を添付させてございます。

以上説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（木原義春君） これより質疑を行います。

中原議員。

○3番（中原英雄君） 中原ですが、いつも言うのだけれども、センターの運営費で、

800万か900万金かけて400万稼ぐなんていうのは全く無意味で、民間に任せればちゃんとリサイクルで、売るなら売るでも手をかけたり、手をかけないでもそのまま売ったりするわけです。これは、何のためにやっているかわからないでしょう、持ち出しでやるなら。民間に400万つけて、勝手にやってくれと言った方が、よほど手っ取り早くいいのだ。どうしてこういうふうな逆ぎやでやらなくてはならぬかという。

○議長（木原義春君）　これは前にも同じ意見があつたけれども、その辺はどういうになつたのか。

局長。

○事務局長（小川晴一君）　以前にもご指摘がありまして、その内容等改善を図りまして、進めてきております。現在の段階では、粗大ごみ等が搬入されてきております。自転車等も搬入されておりますけれども、やはり公共施設からの再利用ということで、安全性等にやはりどうしても必要な整備があるということで、それを進めております。また、前年度につきましては、センター、12年度ですが、1,281万2,000円ほど費用としてかけておりましたけれども、見直す中で改善を図って、削減を図っております。ただ、販売実績も同じようにちょっと若干減ってきてているということで、その結果的にそのように経費の方が多くなっているということ。それから、もう一つは啓発ということで、リサイクルの啓発の中で進めさせていただいたという経費もございますので、いろんな行事の中でのP R等も実施しながらリサイクルを進めているというのが現状でございます。改善できる点につきましては、いろいろ改善を研究しながら進めております。これからもいろいろ改善できる点につきましては、検討させていただくということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（木原義春君）　中原議員。

○3番（中原英雄君）　言っている意味は何となくわかるのだけれども、いつだったかテレビで見ていたら、リサイクル業者がごみの処理場にばっと来て、必要なものを持っていってしまうのだ。お金出して買っていくのです、安いのだけれども。その部分は、もう金をかけてやる必要がないわけ。大々的にやっている会社があるのだ、民間で。たしか栃木だか群馬だか、あっちの方だったと思うのだ。そういうところと契約して、ばっと取りに来てもらって、買っていってもらえば、経費は要らないのだ。それで、余った分については、やむなく処理費がこれだけかかりましたというのならわかるのだ。全部が全部自前でやって、2倍かかりましたというのでは、これは納得できない。よそで

は工夫してやっているのだから、少し研究しなさい、そういうことを。たまたま見ることがあるのだけれども、そういう業者というのがいるのだ、民間の。買いに来るのだから、声をかければ。これだけ集まりましたと、月に何回かばつと来て、持っていってしまうのだ、幾ら幾らと金払って。そういうテレビを何回も見たことがあるよ。それは、研究が足りないのでない。そういうことで、民間のいろんな情報の収集をしながら、なるべくかかる経費はかけない方がいい。余分なものだもの。

それから、もう一つ、いろいろエコセメントの収集運搬業務とか委託しているけれども、管内の業者を使っているの。運送会社は、どこの業者をつかっているのですか。

○議長（木原義春君）　局長。

○事務局長（小川晴一君）　共同企業体ということで、これにつきましては、灰ですので、特別管理廃棄物に該当します。その特別管理廃棄物の許可を得ている業者に委託しているということでございます。これにつきましては、特別管理廃棄物ということで、県内の中で許可を受けている業者等で、企業体を設けている業者に委託して、安全に収集運搬をしてもらっているというのが現状です。

○議長（木原義春君）　中原議員。

○3番（中原英雄君）　佐倉、酒々井の管内にはそういうやる業者はいるのかいないのか。だから、本社がどこにある業者にやらせているのですかと聞いたのだ。そんなものは、安全性だの、管理だの何だの、許可だのということは聞かなくてもわかっている。

○議長（木原義春君）　局長。

○事務局長（小川晴一君）　管内にいるかということですが、管内において特別管理廃棄物の許可を受けている者で、この搬出用の車両を持っている業者は、私どもの調査の中ではなかったということでございます。それから、どこに本社があるかということですが、私の方の事務所としては、市原に共同企業体の事務所を置いて収集運搬をしているというふうなことです。

以上です。

○議長（木原義春君）　中原議員。

○3番（中原英雄君）　そういう運搬業務をやるのは、一般の貨物とかなんとかの運送業者は許可を取るのが難しいのか。研修を受けたり、何か試験を受けたりしたら取れるのではない。特別難しいの。

○議長（木原義春君）　局長。

○事務局長（小川晴一君） 廃棄物処理法の中で、知識とか経験があるというのが前提になりますて、その設備等も保管しているというのが許可の対象かと思います。

○議長（木原義春君） 中原議員。

○3番（中原英雄君） だから、知識とか経験を有するというのは、そういう人がいればいいということだろう。会社が最初から知識、経験を有するわけはないのだから。人間を採用すればいいわけだ。違うの。そういう資格は取れるわけでしょう。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） まず、県の方の特別管理廃棄物の許可を受けている業者がございますけれども、その中で、許可を受けている業者の中で、そういう施設を持っているところということで、知識、経験があるところということで選定をさせていただきました。今の市内の業者の中では、そういう設備を持った業者がおりませんでしたので、そこにお願いしてきたという経過でございます。

○議長（木原義春君） そうではないのだ、聞いていること。

中原議員。

○3番（中原英雄君） 言いたいことは、はつきり言うけれども、今は不景気で、印旛郡市のトラック協会とか、佐倉とか酒々井とかの業者が、トラックが余ってひいひい言っているわけだ。便利なところばかり使わないで、そういう業者を呼んで、こういう資格を取ればできるのだと、できるだけ管内の業者を使うように努力をするための質問をしているわけだ。わかる。それは、あなた方簡単だ。今資格を持っている市原だの東京だの葛西だの呼んできて使えば。だけど、このかいわい、管内あるいは近隣で今すごく不況で荷物が減っているわけだ。そういう場合に、ここのごみ焼却工場である仕事を近隣の業者にやらせられないかと、そういう努力もあなた方にしてくれなくては困るということを言いたいわけだ。わかった。だから、トラック協会とかいろいろな人を呼んで、こういう資格を取ればできるのだと、あなた方共同でやれば、このぐらいの仕事は年間出るのだというようなことをちょっとやってもらいたいのだ。そういう意味。わかった。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） 管内の運送業者でというお話をございますけれども、少し……

○議長（木原義春君） 局長、私整理してやる。いわゆる特別管理のライセンスを取るのには難しいのかというのを聞きたいのだ。それには管内の業界等の業者にいろいろ勉

強の機会を与えて、取って仕事ができるように図ってやるべきであると、こういう要望なのだ。だから、それはそのように努力してもらうと、こういうことなのだ。今よく聞いていたの。そういうこと。これは管理者どうですか。

○管理者（渡貫博孝君） これは、ご要望として、そういうご意見を受けとめて、十分に勉強させていただきます。

○議長（木原義春君） そういうことでお願ひします。

さっきのもう一件、また後で繰り返すの面倒だから言っておきますけれども、100円使って50円もらうというのは、これは前から指摘しているので、これもひとつ勉強してください。100円使って50円しかもらえないのではしようがない。いろいろな選択肢があると思いますけれども。

ほかにありますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（木原義春君） 質疑はなしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（木原義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎閉会の宣告

○議長（木原義春君） 以上をもちまして、平成14年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時47分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議長木原義春

署名議員中原英雄

署名議員服部かをる